

# 国保

被保険者のみなさんへ

## 医療機関の適正受診にご協力ください



現在、休日や夜間において、軽症患者の「救急医療受診」が増加し、緊急性の高い患者の治療に支障をきたすケースなどが発生しています。

また、休日・夜間は、医療機関に支払われる医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。

必要な人が、安心して医療が受けられるようにするため、医療機関や保険調剤薬局を受診される場合は、次のことに留意しましょう。

- 休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする場合は、平日の時間内に受診できないかもう一度考えてみましょう。
- 夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず小児救急電話相談(# 8000)の利用を考えましょう(ダイヤル回線、IP電話、光電話の場合は、☎ 364-9999 まで)。  
※電話相談の利用時間は、毎日午後7時から午前0時までとなっています。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。
- 同じ病気で、複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。
- 薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。すでに処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。
- ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くて済みます。  
※「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や保険調剤薬局に提示することなどにより、医師や薬剤師にジェネリック医薬品の利用について相談してみましょう。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 123

# 国民年金

ねんきん

## 老齢基礎年金額を増やしたい方へ

老齢基礎年金受給額をより高いものにしたいと考えている人のために、**付加年金**があります。

国民年金第一号被保険者(自営業者・無職の方など)や任意加入被保険者が定額国民年金保険料にプラスして付加年金保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされた年金(終身)を受給することができます。

### ※加入できる人

国民年金第一号被保険者(自営業者・無職の方など)または、任意加入被保険者

### ※加入できない人

国民年金保険料免除・猶予を受けている人や国民年金基金に加入している人

- 付加保険料 月額 400 円
- 付加年金受給額(年額) 200 円 × 保険料納付月数



問い合わせ先 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144  
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123